



奈良合同法律事務所 ニュース

〒630-8213 奈良市登大路町5番地 修徳ビル2階
電話: 0742-26-2457 FAX: 0742-26-3010
http://www.naragodo.com/ 発行責任者: 佐藤真理

新年のご挨拶

今年もよろしくお祈りします
2019年

初心に戻る (弁護士 佐藤 真理)

弁護士40年を迎えます。初心に戻り、人権擁護と社会正義の使命を忘れず、一人一人の依頼者とともに汗を流します。憲法改悪阻止に全力投球します。

NHK裁判、奈良学園大学争議の勝利解決を目指して奮闘します。

光陰矢の如し (弁護士 松本 恒平)

歳を重ねるにつれ、一年が過ぎるのがどんどん速く感じます。小学校の6年間はあんなにも長く感じたのに。今年一年も、無為に過ごしていると、まるで一年間気を失っていたかのように、あっという間に過ぎ去るのでしょうか。

今年一年は自己研鑽の年にします。まずは、自己研鑽とは具体的に何をすべきかから考えようと思います。

母親おそるべし (長畑 学)

先日ある本を読んでいたら、運命や宿命というのがあったら、それは主としてその人と母親(母親代理)との関係で形成される、15、6歳までの家庭状況がその人の性格形成に大きな影響を及ぼす、というのです。私にとっては今更ながら、子育て真っ最中の娘達、頑張れ。

小さな癒やし (荻原 恵)

セキセイインコを飼い始めました。散歩も要らないし餌代もかからないから動物を飼いたがる子どもたちにうってつけという軽い気持ちからでしたが、手や肩に乗ったり、机の上を走り回ったり、おしゃべりしたり...本当にかわいいです。昨日も鳥かごの中から「がっちゃん(インコの名前)出たって〜」と、癒やされています。

鬼は外?少し気が早い... (田原 隆子)

今年も良い年でありますようにと祈ります。生活基盤がいつ崩れるか分からない社会になっています。外国人労働者の参入でますます低賃金へと追いやられる労働者が増えます。

今年は選挙の年、カラクリに惑わされ、本質を見落とさないようにしないとイケません。本当の鬼は、牙も角も隠しているのです。

初めまして (宇野 佑香)

9月より事務員として勤務しております、宇野佑香と申します。初めて法律事務所働くため毎日がとても新鮮で、学んだことを活かそうと日々邁進しています。事務所の皆さんから多くのことを吸収し、成長していきたいと思っております。今後どうぞ指導ご鞭撻のほど、よろしくお祈り申し上げます。



東北アジアの非核化に向けて安倍日本外交の大失策

弁護士 吉田 恒俊

トランプ大統領が就任して丁度2年になります。一昨年夏以降、朝のワイドショーから夜のニュースまで、北朝鮮の脅威が流され、アメリカがいつ北朝鮮を攻撃するかというかつてなく緊迫した状況であったことを思い出します。北朝鮮に「最大限の圧力」をかけ続けるとしてきた安倍首相は、3月10日にトランプ氏が金(キム)正恩氏との話し合いを表明したときに、慌てて4月18日アメリカに駆けつけてそれを妨害しようとした。しかし、これが失敗したとみるや、安倍首相は「最大限の圧力」を言わなくなりました。

トランプ大統領とキム委員長は、6月12日に、シンガポールで、史上初めてとなる歴史的なサミットを開催し、北朝鮮の体制の保証と朝鮮半島の完全な非核化が確認されました。力で北朝鮮を屈服させようとした安倍首相と日本外交の大失策が明らかになったと言えます。

ところが、安倍首相はなおも軍拡に固執し、中国・北朝鮮脅威論を口実に、10年計画の防衛大綱を5年で改定し、アメリカから1兆円を超えるF35戦闘機100余機の追加購入や護衛艦を空母(多用途運用護衛艦)に改修するなど、東南アジアの平和の流れと逆行する方向に走っています。防御型から攻撃型への質的変更は戦争をしないと誓った憲法にも違反するものです。

本年2月に予定されている2回目の米朝首脳会談が実現して、朝鮮半島の完全な非核化と平和メカニズムの構築を進めることが合意されれば、なおさら政府の軍拡方針の誤りが浮き彫りになるでしょう。

私はトランプ氏の「アメリカ一番」という政治姿勢には反対ですが、北朝鮮の非核化を目指して戦争をしなかったことは評価したいと思います。もし米朝間で戦争が起これば、まさき核攻撃の対象になるのは米軍基地だらけの日本です。平和の流れに逆行して、ひたすら軍備拡張に走る安倍首相には、今年こそ退場してもらわねばなりません。

編集後記

新進気鋭の若手弁護士と、20代の事務局を新たに迎え、事務所もフレッシュに若返りました。本年もよろしくお祈りします。(佐藤)
情勢を反映して固い記事が多くなりました。ごめんなさい。(吉田)

お知らせ

年末年始の営業に関するお知らせ

誠に勝手ながら下記の期間年末年始休業とさせていただきます。

2018年12月29日(土)~2019年1月6日(日)
2019年1月7日(月)から平常通り営業いたします。

ご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承の程宜しくお願い申し上げます。



奈良合同法律事務所ホームページ
http://www.naragodo.com/



奈良合同法律事務所ブログ
https://naragodo.wordpress.com/



奈良合同法律事務所
(奈良弁護士会所属)

弁護士 吉田 恒俊
弁護士 松本 恒平

弁護士 佐藤 真理
事務局員 一同



国会が役割を果たしていない 大統領制への議論を!

弁護士 吉田 恒俊

れ、既存の漁業権を奪うなど、国民の日々の生活に直結する重要な法律案を、理屈抜き、虚偽の説明、野党排除のまま政府の言いなりに強行成立させました。良識の府と言われた参議院も落ちたものです。正に議会制民主主義の崩壊と言えます。

学校では、議院内閣制は国民の代表機関である国会が、行政の長を選ぶことで立法と行政とが協力して政治を運営する優れた制度だと習いました。しかし、現状は与党は自分の選んだ首相であり与党の党首だから何が何でも守ろうとして、政府の出す法案に無批判に従っています。国会は3分の1にも満たない野党だけが動

かしており、与党議員は単なる投票機械に過ぎないという惨憺たる有様です。

かかる国会の現状から、もはや議院内閣制は機能不全に陥っており、大統領制に移すべきではないかと考えました。大統領制の方が独裁化しやすいとか、天皇制との関係とか議論はあるでしょうが、形骸化した国会を立て直す方策を真剣に考えるべき時です。9条の改正よりも大統領制への改正を議論すべき時ではないでしょうか。ナチスのヒトラーは、議院内閣制の下で首相になったのですから、大統領制が悪いとは一概に言えません。首相公選制も含めて真剣な議論を期待します。

昨年暮れ、重要な法律が相次いで自民公明らによる強行採決で成立しました。初めから結論ありきで、重要な疑問に対してまともに答えない、ひどいのは与えられた時間に質問すらしない自民議員まで出て、国会が形骸化していることが国民の面前からさまにされました。

与党議員らは、水道事業を民営化する、移民と同視される外国人労働者の受け入



9条改憲を許さず、 政治を国民の手に取り戻そう

弁護士 佐藤 真理

の全面的行使が可能となり、多国籍軍への参加が解禁されるおそれがあります。

自衛隊が国会・内閣・裁判所・会計検査院と並ぶ憲法上の組織に格上げされると、自衛隊は強い正統性と権威が与えられ、自衛隊の権限の拡大強化につながることは確実です。

自衛隊明記改憲案では、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」との規定が用意されています。必要な自衛の措置としての「自衛隊」は9条2項の例外とされ、9条2項は事実上死文化します。自衛の名目で必要な措置が取れるとなると、「国民の安全」との口実で、あらゆる人権が制限されることになりかねません。

310万人の国民の命、2000万人もの

アジア諸国民の命を犠牲にした痛苦の歴史の反省の上に、戦後日本は「不戦の誓い」のもと、先駆的な「平和の生存権」(前文)と「9条」を持つ国としてとして再出発しました。

核も戦争もない世界を目指すという「崇高な理想と目的を達成することを誓った日本国民として、9条改憲阻止のために奮闘しようではありませんか。3000万署名へご協力下さい。

昨年未の臨時国会では、入管法、水道法、漁業法などの重要法案がまともな審議なしに続々と強行採決で成立させられ、国会は安倍内閣の御用機関に墮したといわれるほど、民主主義の危機が深刻です。

今年は選挙の年です。選挙で安倍政権を倒し、政治を国民の手に取り戻しましょう。統一地方選挙、参議院選挙で、「市民と野党の共闘」が大きく前進し、野党連合政権が誕生できるよう、微力を尽くします。



自己紹介・入所挨拶

弁護士 松本 恒平

護士として働く決意をいたしました。

私は、隣の木津川市で育ち、中学・高校は、奈良市内の私立中学・高校に通ってました。奈良は、私にとって、故郷とも言うべき土地であり、この地で弁護士として働けることは幸せなことです。愛着のある地で、法的紛争に悩む人たちに、少しでも力になれるのであれば、これに勝る喜びはありません。

また、私は、大学卒業後は、社会人として働いて参りました。高校や塾や予備校で、多くの子ども達に受験勉強を教えてきました。弁護士を志したのは、大学受験等を前に、全身全霊で努力をする子ども達に、わかったような顔をしてアドバイスをした

り、精神論を語ったりする自分に、いつの頃から違和感を覚えていたからです。自分は、彼・彼女らに誇れる何かがあるだろうか、彼・彼女らのように一生懸命生きているだろうか。

私なりの努力を経て、弁護士業の資格を得ることはできましたが、ここからがスタートです。初心を忘れることなく、精進していきたいと思えます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

1月より奈良合同法律事務所に入所しました。この事務所で仕事ができることを嬉しく思います。

奈良合同法律事務所は、私の司法修習の配属事務所であり、佐藤真理弁護士は、私の指導担当弁護士でもありました。当初、私は、東京の一般企業の法務部で社員として働く予定でした。しかし、弁護修習後、佐藤弁護士と吉田弁護士から、この事務所で弁護士をやってみないかと声を掛けていただきました。そのことがとても嬉しくもあり、また、私自身、せっかく資格を得たのだから、一度の人生、自分の裁量と責任で生きる生き方をすべきではないかと考え始めていたこともあり、こちらの事務所

NHK放送受信料集団訴訟の報告

弁護士 佐藤 真理

放送受信料4万余円の支払請求を受けたM氏が、逆に原告としてNHK相手に「放送法第4条を遵守して放送する義務」の確認請求訴訟(損害賠償請求を含む)を提起したのが2016年7月です。

同年12月、自ら又は同居の家族が受信料を支払っている奈良県民が、NHKに対し、放送法第4条を遵守して放送する義務の確認請求及び損害賠償請求の集団訴訟を提起しました。この集団訴訟は3次にわたり、合計126名の県民が原告に名を連ねており、約2ヶ月毎に開かれる裁判に、毎回、70名を越える市民が傍聴に参加しています。

2017年12月の最高裁大法廷判決が、NHKとの受信契約を締結していない市民に対して、テレビ設置の月以降の受信料の支払いを命じました。この大法廷判決以降、受信料の滞納者が激減しているようです。問題は、視聴者・国民が負担する放送受信料に見合う、NHKの放送の中身で

す。最高裁判決は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』、即ち『合意』が必要」としながらも、NHKが提供する放送の中身までは踏み込んでいません。

私達は、本件集団訴訟で、NHKは二ニュース報道番組に於いて、放送法4条1項各号(政治的に公平であること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること等)を遵守して放送する義務を負担しており、それが原告らの受信料支払義務に対応するNHKの義務である(有償双務契約)と主張しています。

このような請求を掲げている訴訟は全国で初めてであり、本件訴訟は、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送の在り方を正面から問う歴史的な裁判となっています。

昨年夏から学者の方々との研究会も重ねており、今月末には、憲法学者の意見書も完成する予定です。

最高裁大法廷判決により、政府広報化が著しいNHKの報道の在り方に対する批判や抵抗の手段としての受信料不払いが困難となっています。NHKの報道について、意見を言えるのは、視聴者である国民しかありません。

私たちは、本裁判を通じて、視聴者が受信料を徴収されるだけの受け身の存在ではなく、放送における「国民主権」の担い手として、NHKで働く労働者と力を合わせて、NHKをつくり直し、あるべき市民的公共放送を実現していくことを目指しています。

ご支援を心からお願いします。次回口頭弁論は3月4日午前11時に奈良地裁1階大法廷で開かれます。多数のご参加をお待ちします。